

令和 7 年 10 月 1 日～

契約締結日：令和 年 月 日

## 「特別養護老人ホーム南界園」

### 介護老人福祉施設 入所契約書

利用者 < > 様

◆◇◆目次◆◇◆

## **第一章 総則**

- 第1条（契約の目的）
- 第2条（契約適用期間）
- 第3条（施設サービス計画の決定・変更）
- 第4条（介護保険給付対象サービス）
- 第5条（介護保険給付対象外サービス）

## **第二章 サービスの利用と料金の支払い**

- 第6条（サービス利用料金の支払い）
- 第7条（利用料金の変更）

## **第三章 事業者の義務等**

- 第8条（事業者及びサービス従事者の義務）
- 第9条（虐待の防止等）
- 第10条（守秘義務等）
- 第11条（個人情報の保護等）

## **第四章 利用者等の義務**

- 第12条（利用者の施設利用上の注意義務等）
- 第13条（身元保証人の義務）
- 第14条（身元保証人の変更）
- 第15条（身元保証人のいない場合）

## **第五章 損害賠償（事業者の義務違反）**

- 第16条（損害賠償責任）
- 第17条（損害賠償がなされない場合）
- 第18条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

## **第六章 契約の終了**

- 第19条（契約の終了事由）
- 第20条（利用者からの中途解約等）
- 第21条（利用者からの契約解除）
- 第22条（事業者からの契約解除）
- 第23条（契約の終了に伴う援助）
- 第24条（利用者の入院に係る取り扱い）
- 第25条（居室の明け渡し－精算－）
- 第26条（残置物の引取等）
- 第27条（一時外泊）

## **第七章 その他**

- 第28条（苦情処理）
- 第29条（協議事項）

\_\_\_\_\_（以下【利用者】という。）と社会福祉法人慈愛会（以下【事業者】といふ。）は、利用者が特別養護老人ホーム南界園（以下【施設】といふ。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下【本契約】といふ。）を締結します。

## **第一章 総則**

### **第1条（契約の目的）**

- 1.事業者は、介護保険における入所資格を有する方を対象とし、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に対し日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2.事業者が利用者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容は「施設サービス計画」に定めるとおりとします。
- 3.利用者は、第17条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従いサービスを利用できるものとします。

### **第2条（契約適用期間）**

- 1.本契約は、利用者が介護老人福祉施設入所利用契約書を事業者に提出した時から効力を有します。但し、身元保証人又は後見人等に変更が生じた場合は、新たに契約を得ることとします。
- 2.利用者は、前項に定める事項の他、本契約・重要事項説明書の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって契約を継続できるものとします。

### **第3条（施設サービス計画の決定・変更）**

- 1.事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2.施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が、施設サービス計画について利用者及び身元保証人又は後見人に対して説明し、同意を得た上で決定し受領書を作成します。
- 3.事業者は、要介護認定有効期間において利用者の心身の状態に応じて定期的に、もしくは利用者及び身元保証人又は後見人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを確認させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及び身元保証人又は後見人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4.事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、利用者及び身元保証人又は後見人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

### **第4条（介護保険給付対象サービス）**

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。このサービスは、利用者及び身元保証人又は後見人と、施設との契約に基づき成立する介護保険サービス

であり、同意がいただけない場合は提供できません。

- 2.利用者の施設入所の間に、利用者的心身の機能の改善や、家族等の生活条件が改善され生活環境が整った場合、施設からの退所・自宅復帰の支援をいたします。
- 3.利用者的心身状態の重度化や看取りに向けた支援においても個別の状態に応じたサービスを提供いたします。

#### **第5条（介護保険給付対象外サービス）**

- 事業者は、利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
- 一 利用者が選定する特別な食事の提供
  - 二 利用者に対する理美容サービス
  - 三 利用者からの金品管理
  - 四 利用者の希望による特別なレクリエーション
- 2.事業者は、第1項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて利用者及び身元保証人等に対しても分かりやすく説明するものとします。

## **第二章 サービスの利用と料金の支払い**

#### **第6条（サービス利用料金の支払い）**

- 1.利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。  
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいつたん全額支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 2.利用者は、第4条5条に定めるサービスについては、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3.前項の他、利用者は食事代（保険者が発行する『介護保険負担限度額認定証』による）と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 4.前第2項第3項第4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月25日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5.1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

#### **第7条（利用料金の変更）**

- 1.前条第2項に定めるサービス利用料金及び前条第3項に定める食事代の標準自己負担額について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2.前項に定めるサービス利用料金の変更がある場合、事業者は、利用者又は身元保証人に対し書面で説明を行い、同意を得るものとします。
- 3.利用者及び身元保証人又は後見人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### **第三章 事業者の義務等**

#### **第8条（事業者及びサービス従事者の義務）**

- 1.事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2.事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3.事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための安全・確保に配慮するものとします。
- 4.事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助（代行申請）を行うものとします。
- 5.事業者は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。また、事業計画書及び財務内容についても同様の取り扱いをさせて頂きます。

#### **第9条（虐待の防止等）**

- 1.事業者は、利用者の尊厳の保持のために、利用者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状況や、生命・健康・生活が損なわれるような状態におかれることのないよう、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）に基づき支援するものとし、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- 2.事業者が、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合には、利用者に対し事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明します。また、この場合事業者は、事前又は事後速やかに、利用者及び家族等に対して、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明します。
- 3.事業者が、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、第8条5項の介護福祉施設サービスの提供に関する記録に次の事項を記載します。  
一利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる

期間及び実施された期間

二前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容,その際のやりとり概要

三前項に基づく利用者の家族又は後見人等に対する説明の時期及び内容,その際のやりとりの概要

## 第 10 条（守秘義務等）

- 1.事業者, サービス従事者又は従業員は,介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し,次の各号についての情報提供については, 事業者は, 利用者及び家族等からあらかじめ文書（別紙）にて同意を得たうえで行うものとします。
  - 一介護認定の申請及び更新変更, 施設サービス計画書の立案, 円滑なサービス提供されるための担当者会議等における情報共有。
  - 二医療機関, 福祉事業所, 介護支援専門員, 介護サービス事業者, 行政関係担当者（保険者）その他の社会福祉団体等との連絡調整のため
  - 三行政等の開催する介護保険サービスの質の向上のための検討会議や研究会などの事例発表
- 四上記にかかわらず緊急を要する場合の連絡等

五第 16 条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合の利用者情報提供

一利用者に医療上,緊急の必要性がある場合には,医療機関等に対し利用者に関する心身等の情報を提供

二第 16 条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合, 利用者に関する情報を提供

- 2.この守秘義務は本契約が終了したのちも継続します。

## 第 11 条（個人情報の保護等）

- 1.事業者は, 利用者及び家族等の個人情報を含むサービス計画, 各種記録等については, 関係法令等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- 2.また, 個人情報の取り扱いに関する利用者および家族等からの苦情については, 苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとします。

## 第四章 利用者等の義務

### 第 12 条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1.利用者は,居室及び共用施設,敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2.利用者は,サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には,事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り, 必要な処遇をとること

を認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3. 利用者は、施設設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

### **第 13 条（身元保証人の義務）**

1. 利用者は、身元保証人を 1 名定めるものとします。身元保証人は、本契約に基づく利用者の施設に対する債務について、利用者に代わり履行の責を負うとともに、次に定める事項について必要な手続きをします。

- 一 第 4 条第 5 条に定める介護サービス費用等の支払い。但し、上限は 30 万円とします。
- 二 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合の入院申し込みの手続き
- 三 利用者が死亡された場合のご遺体の引き取り、遺留金品等の処理に関する手続き

### **第 14 条（身元保証人の変更）**

1. 利用者は、身元保証人が死亡もしくはその資格を喪失した時は、その旨を直ちに事業者に通知し、新たに身元保証人を立てます。

### **第 15 条（身元保証人のいない場合）**

1. 事業者は、利用者において前項に規定する身元保証人の選定しがたい真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明、並びに専門機関の紹介をするものとします。

## **第五章 損害賠償（事業者の義務違反）**

### **第 16 条（損害賠償責任）**

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

## **第 17 条（損害賠償がなされない場合）**

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一、利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 二、利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 三、利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 四、利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

## **第 18 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）**

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## **第六章 契約の終了**

### **第 19 条（契約の終了事由）**

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用できるものとします。

- 一、利用者が死亡した場合。
- 二、要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は制度上入所できない介護度と判定された場合。
- 三、事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- 四、施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- 五、施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- 六、第 20 条から第 22 条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

### **第 20 条（利用者からの中途解約等）**

1. 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者及び身元引受人等は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するも

のとします。

- 2.利用者は,第7条第3項の場合及び利用者が入院した場合には,本契約を即時に解約することができます。
- 3.利用者が,第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には,事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって,本契約は解約されたものとします。

## 第 21 条（利用者からの契約解除）

利用者は,事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には,本契約を解除することができます。

- 一、事業者もしくはサービス従事者が,正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- 二、事業者もしくはサービス従事者が,第10条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三、事業者もしくはサービス従事者が,故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ,又は著しい不信行為,その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- 四、他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において,事業者が適切な対応をとらない場合。

## 第 22 条（事業者からの契約解除）

事業者は,利用者が以下の事項に該当する場合には,本契約を解除することができます。

- 一、利用者が,契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について,故意にこれを告げず,又は不実の告知を行い,その結果,本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 二、利用者による,第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが6か月以上（遅延し,相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合）。
- 三、利用者が,故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ,又は著しい不信行為を行うことなどによって,本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 四、利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- 五、利用者が他の施設に入所した場合。
- 六、利用者もしくはその家族が,事業所もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して,他利用者またはその家族からの苦情申し立て等が発生する等,再三の施設からの注意・勧告にもかかわらず,状況変化や改善が認められない場合。

## 第 23 条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し,利用者が施設を退所する場合には,利用者の希望により,事業者は利用者的心身の状況,置かれている環境等を勘案し,円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うものとします。

- 一、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二、居宅介護支援事業者の紹介
- 三、その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

#### **第 24 条（利用者の入院に係る取り扱い）**

- 1.利用者が病院又は診療所に入院した場合, 3か月以内に退院すれば,退院後も再び施設に入所できるものとします。
- 2.利用者が病院又は診療所に入院した場合入院日の翌日から最長6日間は,利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金(外泊時費用1日当たり2460円)から介護保険給付額を差し引いた差額分(1割負担の場合:1日当たり246円×入院日数-1)及び居住費(標準負担限度額に基づく額×入院日数-1)を事業者に支払うものとします。
- 3.利用者が、病院又は診療所に入院中、利用者が利用していたベッドを事業所の依頼により短期入所生活介護や緊急利用の方に借用することに同意いただき、借用した場合には、その期間における前項の料金は発生しないものとします。

#### **第 25 条（居室の明け渡し－精算－）**

- 1.利用者及び身元保証人は,第17条第二号から第六号により本契約が終了した場合において,すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項(現状回復の義務)13条1項（身元保証人の義務）に基づく義務を履行した上で,居室を明け渡すものとします。
- 2.利用者は,契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には,本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金(重要事項説明書に定める)を事業者に対し支払うものとします。
- 3.第1項の場合に,1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第6項を準用します。

#### **第 26 条（残置物の引取等）**

- 1.利用者は,本契約が終了した後、利用者の残置物(高価品を除く)がある場合に備えて,その残置物の引き取り人(以下「残置物引取人」という。)を定めることができます。
- 2.前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、利用者及び身元保証人又は後見人等、残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 3.利用者及び身元保証人又は後見人等残置物引取人は、前項の連絡を受けた後2週間

(※2週間程度) 以内に金品及び残置物を引き取るものとします。

但し、利用者及び身元保証人又は後見人等残置物引取人は、特段の事情がある場合は、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。

4. 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、利用者及び身元保証人又は後見人等残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を利用者及び身元保証人又は後見人等残置物引取人に引き渡すものとします。但し、その引き渡しに係る費用は、利用者及び身元保証人又は後見人等残置物引取人の負担とします。

5. 事業者は、利用者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で利用者の残置物を処分できるものとします。その費用については、利用者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

## **第 27 条（一時外泊）**

1. 利用者は、事業者の同意を得た上で、1ヶ月に6日を限度として外泊することができるものとします。この場合、利用者は事前に事業者に届け出るものとします。
2. 前項に定める外泊期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

## **第七章 その他**

### **第 28 条（苦情処理）**

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### **第 29 条（協議事項）**

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

## **指定介護老人福祉施設入所生活介護利用同意書**

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム南界園に入所するにあたり、これらの内容に関して担当者における施設利用契約書及び重要事項説明書のサービス提供の内容、介護保険給付以外の費用及び請求金額等について説明を受け、十分に理解したうえで同意契約します。

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が記名、押印のうえ、各1通を保有するものとします。

交付年月日

令和 年 月 日

事業所 鹿児島県熊毛郡中種子町田島327番地1  
特別養護老人ホーム南界園  
事業者名 社会福祉法人慈愛会  
代表者 理事長 今 村 英 仁 印